○　許可３法：一般的な事務手続きの流れ（旅館，興行場，公衆浴場の場合）

計画立案 ⇒ 環境政策課へ事前相談（図面等持参）・確認 ⇒ （　着　工　） ⇒ 申請書提出（概ね営業開始予定日の２０～３０日程度前）

※　建築基準法・消防法等の関係法令の手続きを関係機関に相談してください。

※　構造設備等に変更が生ずる場合は，事前に相談し確認を受けてください。

（　しゅん工　） ⇒ しゅん工届 ⇒ しゅん工検査（施設の確認検査） ⇒ 許可（許可指令書交付）

※　申請のとおりしゅん工していること。
※　建築基準法，消防法等関係法令の手続きを行うこと。

※　申請のとおりにしゅん工し，構造設備基準等に適合していることを現場で検査します。

営　業　開　始